

産地第106号
令和8年1月15日

株式会社ドン・キホーテ
代表取締役 鈴木 康介 様

京都市長 松井 孝治

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

令和7年5月19日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ京都伏見店
京都市伏見区中島樋之上町41番地 ほか

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配意するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号、以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店による周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

届出者におきましては、以下の事項を実施していくことが望まれます。

(1) 駐車場については、駐車場出入口付近だけでなく、駐車場内にも歩行者や自転車との交錯が懸念される箇所があるため、自転車走行推奨帯（カラー舗装）や場内経路の案内看板の設置等により安全確保に努めること。

また、敷地内駐車場の西側出入口と隔地駐車場の東側入口が正対しており、敷地内駐車場が満車の場合は、隔地駐車場へ移動する車両と道路を通行する車両との交錯が生じるため、繁忙時は誘導員を設置して適切に隔地駐車場へ誘導する等、横断が生じないよう対策を講じること。

(2) 駐輪場については、店舗周辺における路上駐輪が生じないよう、看板の設置等により利用者の誘導に努めるとともに、場内標示やアナウンス等で敷地通路

では降車して通行することを促し、交通事故防止に努めること。

- (3) 積極的な地域貢献及び社会貢献の取組を通じて、施設利用者や地域住民に親しまれる施設運営に努めること。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の建設予定地は、都市計画法上の準工業地域、第一種住居地域に位置している。

周辺の状況は、東側は国道1号を挟み店舗、西側は隣接して住居、事業所、南側は隣接して事業所、北側は道路を挟み店舗、事業所が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会においては、入庫待ち車両への対応策、通学児童への安全対策、地域貢献の内容等に関する質問及び意見が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討したところ、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

(1) 駐車場及び来退店車両の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、指針に基づいて算出した台数（166台）と同じ台数を法に基づく届出台数として確保する計画となっており、法の趣旨からは適正であると言える。

また、駐車場出入口付近だけでなく、駐車場内にも歩行者や自転車との交錯が懸念される箇所があるため、自転車走行推奨帯（カラー舗装）や場内経路の案内看板の設置等により安全確保に努めることが望まれる。

なお、敷地内駐車場の西側出入口と隔地駐車場の東側入口が正対しており、敷地内駐車場が満車の場合は、隔地駐車場へ移動する車両と道路を通行する車両との交錯が生じるため、繁忙時は誘導員を設置して適切に隔地駐車場へ誘導する等、横断が生じないよう対策を講じることが望まれる。

(2) 駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数（195台）と同じ台数を届出台数として確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

また、店舗周辺における路上駐輪が生じないよう、看板の設置等により利用者の誘導に努めるとともに、場内標示やアナウンス等で敷地通路では降車して

通行することを促し、交通事故防止に努めることが望まれる

(3) 荷さばき施設について

荷さばき施設については、その配置、運営計画等において適正な配慮がなされており、周辺地域の生活環境に与える影響は少ないと判断されるものの、周辺道路の混雑防止や近隣住民の安全確保のため、搬入車両の来退店経路遵守を徹底することが望まれる。

(4) 騒音について

昼間及び夜間の等価騒音レベルの予測については、環境基準値を下回っているが、夜間における騒音の最大値の予測については、規制基準値を上回っている箇所がある。店舗に近接する住居立地点においても規制基準値を上回るが、その原因となる自動車走行騒音等について、夜間の国道1号及び府道202号において予測値を上回る車両走行に伴う環境騒音が現存することから、周辺地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。

しかし、周辺住民から騒音に関する苦情や要望があった際には、速やかに実態を把握し、対策を講じることが望まれる。

(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測により必要な保管容量が確保されているほか、施設配置、運営計画、車両経路及びリサイクル等についても適正な配慮がなされていることから、周辺地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。

また、全市的な取組として、廃棄物減量を推進していることを踏まえ、積極的な廃棄物の減量、リサイクルに努めることが望まれる。

(6) 防災、防犯対策への協力等について

防災対策については、関係機関から要請があった場合には可能な対応を検討する旨の意思表示がなされている。

防犯及び青少年の非行防止対策については、防犯カメラの設置や従業員による巡回、声掛けにより防犯に努める旨を表明している。

(7) 地域貢献及び社会貢献に関する取組について

省エネ空調システムの導入や、段ボールゴミのリサイクルの実施等を表明しており、積極的な地域貢献及び社会貢献の取組を通じて、施設利用者や地域住民に親しまれる施設運営に努めることが望まれる。